

交通事故等で保険証を使う場合には…

『第三者行為の届出』が必要です

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者が、自分以外の人による行為（第三者行為）によるケガや病気等で保険証を使う場合には、村に届出が必要です。

第三者行為により病院にかかった場合の医療費は、本来第三者が負担すべきものです。そのため、医療費のうち国民健康保険・後期高齢者医療負担分を一時的に立替払いし、後日、第三者に請求します。

第三者行為に該当するもの

- ・交通事故（同乗中の事故や自損事故についても届出が必要）
- ・不当な暴行を受けた
- ・他人のペットに咬まれた
- ・購入した食品や飲食店での食中毒
- ・施設の欠陥による事故



第三者行為による医療行為であっても保険証が使えないケース

- ・飲酒運転や無免許運転等、自分が法令に反する行為をしていた場合
- ・仕事や通勤中に発生した場合（労災保険の対象）
- ・けんかによるケガ



●示談をする前にすべきこと

被害者と加害者の話し合いがついて示談をすると、その示談が優先されます。そのため、国民健康保険・後期高齢者医療制度で立替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、示談をするときは事前に役場国保年金課にご連絡ください。また、示談が成立したときは示談書の写しを提出してください。

●第三者行為の届出の方法

役場国保年金課に所定の用紙がありますので、必要事項をご記入の上、速やかに提出してください。
※交通事故の場合は、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書の添付が必要になります。

■問合せ 国保年金課 ☎029-885-0340(内)116

後期高齢者対象の歯科健康診査

高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施します。

●対象者

後期高齢者医療制度の被保険者のうち次に該当する方

- ・昭和23年4月1日～昭和24年3月31日生まれの方
- ・昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれの方
- ・昭和13年4月1日～昭和14年3月31日生まれの方

※対象となる方には、茨城県後期高齢者医療広域連合から8月下旬頃に「歯科健康診査のご案内」を郵送済です（施設等入所者を除く）。実施医療機関等、詳細はそちらをご覧ください。

●受診期間 12月31日(火)まで※1年度1回

●受診費用 無料ですが、健診に引き続き治療を行う場合、別途料金がかかります。



■問合せ 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課保健事業係 ☎029-309-1212